令和３年度定期監査（後期）の指摘事項の措置状況（地方自治法第199条第14項）

１　総務部

課名	指摘事項	措置状況
税務課	市税等の徴収率について、現年度分はおおむね昨年並みの推移であるが、滞納繰越分は法人市民税を除くほぼ全ての税目で低下している。このような状況になった背景や原因をつかむとともに、早急に効果的な対策を講じられたい。	市税等の滞納繰越分の徴収率については、長引くコロナ禍の影響で資力が回復しない者や米価下落の影響により納付が困難になっている滞納者もおり、昨年度より滞納繰越分の徴収率が低下していると推察される。 また、納付困難になった場合、新たな滞納を増やさないよう現年度を優先して徴収していることもあり、現年度分の徴収率は昨年度並みに推移しているが、滞納繰越分が昨年度より低下している一因となっていると思料する。 なお、令和３年度において、滞納者に対し滞納処分の執行前に自主納付を促す催告、最終催告兼差押予告書の送付、職員による臨戸訪問や徴収嘱託員による納付勧奨を強化し、滞納繰越分徴収率の向上に努めた。

２　総合支所

課名	指摘事項	措置状況
東和総合支所	空調設備及び冷暖房設備の保守点検業務について、仕様における年間業務が未完了のうちに委託金額を全額支払うという不適切な事務があった。会計上の正規の事務手続きに努められたい。	支払条件等の契約内容を確認した上で会計処理を行うよう所属内職員へ周知し、適切な処理の徹底に努めることとしました。 （措置日：令和４年４月４日）

３　医療局

課名	指摘事項	措置状況
経営管理課	医学生奨学金等の返還請求に係る対応が不十分である。早急に可能な限りの回収方策を行使し、回収に努められたい。	長期滞納者１名について、令和４年３月18日付けで戸籍照会を行うとともに、顧問弁護士との法律相談を踏まえ、同年４月25日付けで連帯保証人に対して償還通知を送付したところ、連帯保証人等より連絡があり、同年４月28日に面談を実施した。 本件については、引き続き、連帯保証人等と償還についての具体的な協議を進めている。 （令和４年７月１日全額償還済） また、他の課題案件については、定期的な居所調査や催告状の送付など、回収に向けた取り組みを継続する。

４　上下水道部

課名	指摘事項	措置状況
水道施設課	水道布設替工事に係る請負契約については、現契約業者に非がないとはいえ、設計金額の積算誤りに基づく契約を継続することは不適切な事務処理であるため、改善されたい。 今回の誤りについては、市民の信頼を得るための日々の努力が一瞬で失われかねないことであり、大変遺憾である。再発防止を含め、改善に取り組まれたい。	原契約者と協議し、積算誤りにより過大となった設計単価を適正な額に訂正し、令和４年２月15日請負契約の変更契約を行いました。 工事等積算誤りについては、全庁的な課題ととらえ令和４年１月に工事発注部署からなる工事等積算誤り再発防止検討会議が開催され、副市長より上下水道部が事務局となり工事実施部署の課長、課長補佐、係長において再発防止対策を取りまとめるよう指示がありました。これにより、経営総務課長を座長とする再発防止対策検討会議を発足させ、議論を重ねました。 会議での検討により再発防止対策として、チェックシートを改善し運用するとともに、所属長が副担当者を指定し、発注図書により再積算し設計書に誤りがないことを確認すること。さらに、工事等の技術管理に係る会議を組織し、定例的に会議を開催すること。技術職員の資質向上のため、各種研修等に積極的に参加させること。各部署での積算に係るヒヤリハットの事例等の情報共有を図ることなどにより、違算をなくす努力を惜しまず進めることとしました。